

2. 公的研究費、臨床研究費の運営・管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、NPO 法人病院前救護と健康管理研究会（以下「NPO 法人」という。）において、公的研究費（厚生労働省が所管する厚生労働省科学研究費、総務省消防庁が所管する消防防災科学技術研究費等をいう。）、臨床研究費（企業・団体の補助金交付事業による研究費等をいう。）の不正な使用を防止し、適正な運営・管理を図ることを目的とする。

(行動規範)

第2条 研究者等（公的研究費、臨床研究費の運営・管理に関わる研究代表者、研究分担者、研究協力者及び事務職員等すべての者をいう。）は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 公的研究費、臨床研究費が、NPO 法人が管理する研究資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- (2) 公的研究費、臨床研究費の使用にあたり、関係する法令等が定める規程を遵守する。
- (3) 研究者等が相互に連携・協力し、公的研究費、臨床研究費の不正な使用を未然に防止する。

2 研究者等は、前項各号に定める事項を遵守する旨を記載した書面を次条の最高管理責任者に提出しなければならない。

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費の運営・管理を統括し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、院長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費、臨床研究費の不正な使用を防止する計画（以下「不正使用防止計画」という。）の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

3 最高管理責任者は、次条の統括管理責任者及び第5条のコンプライアンス推進責任者が、公的研究費、臨床研究費の適正な運営・管理が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副理事長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の体制を統括する責任者として、第3条第2項の基本方針に基づき、不正使用防止計画を策定する。

3 統括管理責任者は、不正使用防止推進者として、不正使用防止対策の実施状況を確認するとともに、

最高管理責任者に報告する。

(事務統括責任者)

第5条 研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を確保するため、事務総括責任者及び経理管理責任者を置く。

- 2 事務総括責任者は、NPO法人事務局長をもって充てる。
- 3 事務総括責任者は、最高管理責任者及び統括管理責任者を補佐するとともに、研究費の適正な執行の確保のための指導を行う。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 不正使用防止対策の実施について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、監事をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。
 - (2) 研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 研究者等が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(規程整備及び運用)

第7条 最高管理責任者は、本規程その他公的研究費、臨床研究費を適正に運営・管理するために定める諸規程等を研究者等に周知し、明確かつ統一的に運用しなければならない。

(通報窓口)

第8条 公的研究費、臨床研究費の不正使用に関し、NPO 法人外からの通報、告発又は相談を受付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を事務局内に置く。

- 2 通報窓口は、受付けた通報、告発又は相談の内容を速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(不正使用に係る事案の調査)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費、臨床研究費の不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、調査委員会を設置し必要な調査を行わなければならない。

(懲戒等)

第10条 最高管理責任者は、前条の調査の結果、不正使用に関与した研究者等に対する処分が必要であると認めるときは、NPO 法人定款等に基づく手続きを行わなければならない。

2 最高管理責任者は、不正使用に関与した業者に対しては、取引停止の処分を行うものとする。

3 最高管理責任者は、不正使用の内容において私的流用等悪質性が高いときは、必要に応じて刑事告訴又は民事訴訟を行うものとする。

(内部監査)

第11条 事務局長は、最高管理責任者の指示を受け、定期又は必要に応じて公的研究費、臨床研究費の管理体制、事務処理手続き及び収支状況について監査を行うとともに、監査の結果をとりまとめ、最高管理責任者に報告する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、公的研究費、臨床研究費の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。